

身体障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が、単独でまたは介護者とともに、社線・連絡社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。
- 3 第1種身体障害者および第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第3条** 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のと

おりとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

注 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は社線・連絡社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、次のとおりとする。

(1) 社の鉄道線を乗車するときは、旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。

(2) 社の鉄道線と連絡社線の鉄道とにわたって乗車するときは、旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。

第6条 削除

(割引率)

第7条 身体障害者および介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

注 旅客鉄道会社線連絡となる場合であって、身体障害者が通学定期乗車券を購入するときは、旅客鉄道会社線区間について義務課程等の割引適用を受けないものに限り、その介護者の定期旅客運賃は割引の取扱いをする。

……【重複割引禁止】……

(割引乗車券の購入申込みおよび発売方)

第8条 身体障害者が、割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により、割引乗車券の購入申出があった場合は、身体障害者手帳の記載事項を確認のうえ、相当の乗車券を発売する。

注 旅客鉄道会社等の他社においては、大人に対して発売する割引普通乗車券を、小児用の乗車券（表面には、所定の割引表示）によって発売する場合がある。

(介護者の同行)

第9条 第3条第2項の規定によって購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃払いもどしおよび乗車変更の制限)

第10条 第3条第2項の規定によって購入した乗車券の旅客運賃払いもどしならびに乗車変更は、身体障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、共に行なう場合でなければ取扱いをしない。

(身体障害者手帳の携帯)

第11条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも、呈示しなければならない。

2 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第8条に定める割引乗車券の購入申込みの際ならびに前項に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、身体障害者手帳に代わるものとすることができる。

(旅客運賃の割引に対する表示)

第12条 身体障害者に対して発売する割引乗車券には、その証として、各券片の表面に次のように表示する。

(1) 単独で乗車する場合

ア ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

イ その他によって表示するもの



直径 4 mm

(2) 介護者とともに乗車する場合

ア 身体障害者に対する乗車券

a ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

b その他によって表示するもの



直径 4 mm

イ 介護者に対する乗車券

- a ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

- b その他によって表示するもの



直径 4 mm

ウ マルチ印刷発行機により発行する乗車券

- a 身体障害者に対するもの



一辺 4 mm

(定期乗車券については黒地に白抜き文字)

- b 介助者に対するもの



一辺 4 mm

(定期乗車券については黒地に白抜き文字)

注 介護付用旅客運賃割引証によって発行する身体障害者の小児定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には、所定の表示をすること。

(その他の取扱方)

第13条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。

別表

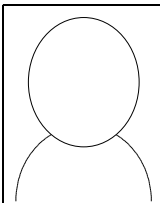
身体障害者の範囲および種別の区分

障害種別			等級および割引種別	第1種身体障害者 (本人および介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害				1級から3級 および4級の1	4級の2、4級の3、 5級および6級
聴覚または 平衡機能の障害		聴覚障害		2級および3級	4級および6級
		平衡機能障害		———	3級および5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害				———	3級および4級
肢 体 不 自 由	上 肢			1級、2級の1 および2級の2	2級の3、2級の4 および3級から6級
	下 肢			1級、2級 および3級の1	3級の2、3級の3 および4級から6級
	体 幹			1級から3級	5 級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳 病変による運動機能障害	上肢機能		1級および2級	3級から6級
		移動機能		1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓もしくは呼吸器 またはぼうこう、もしくは直腸、 小腸、ヒト免疫不全ウィルスに よる免疫、もしくは肝臓の機能 の障害		心臓、じん臓もしくは呼吸器 または小腸の機能障害		1級、3級および4級	———
		ぼうこうまたは直腸の機能 障害		1級および3級	4 級
		ヒト免疫不全ウィルスによる 免疫または肝臓の機能障害		1級から4級	———

(注1) 上記の障害種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。

(参考)
身体障害者手帳見本

	東京都 第 777777号の1
	平成17年 5月12日 交付
	氏名 東京 太郎 昭和12年 3月 4日生
	身体障害 程度等級 1 級
旅客鉄道株式会社 第1種 旅客運賃減額	
東京都	東京都

東京都 第 777777号の1
平成17年 5月12日 交付
氏名 東京 太郎
昭和12年 3月 4日生
身体障害
程度等級 1 級
旅客鉄道株式会社 第1種
旅客運賃減額
東京都

本人住所	東京都新宿区戸山3-17-2
保護者名	氏名 続柄 *** 住所 *****
障害名	*網膜色素変性 (右視力0左視力0)

「旅客鉄道株式会社旅客運賃
減額」欄に記載されている、
「第1種」「第2種」を
確認のうえ割引を適用する。

○ 手帳確認時の注意事項

- ① 旅客運賃の割引適用については「旅客鉄道会社旅客運賃減額」欄の記載に基づき取扱う。手帳の障害程度等級や総合判定の度数での割引可否の判断はおこなわない。
- ② 「旅客鉄道会社旅客運賃減額」欄に第1種・第2種の記載のない場合は、手帳の発行者に確認し、必要な記載証明を受けるよう案内すること。(発行者への確認はお客様がおこなう。また、記載証明がおこなわれるまでは、その手帳での旅客運賃割引は適用できない。)
- ③ 手帳は発行時期や発行自治体により、様式・手帳の名称・表紙の色等に差異があるので、必ず手帳の顔写真が貼付してある証明欄を確認すること。(名称例…「愛の手帳」「緑の手帳」等)